

平成 28 年 11 月 30 日

「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項」第 10 版

改正要旨

認定センター製品認定課製品認証認定室

2016 年 5 月に実施された IAF MLA マークの使用に係る一般原則を規定した IAF ML 2 の改正に対応して、IAJapan より認定された製品認証機関の希望により、IAF MLA マークの使用に関するサブライセンス契約を IAJapan との間で締結することが可能となるように、改正を行うこととする。

このサブライセンス契約により、ASNITE 製品認証機関は、ASNITE/IAF MLA 組み合わせ認定シンボルを ASNITE 製品認証機関ロゴと組み合わせることを条件に広告等で ASNITE/IAF MLA 組み合わせ認定シンボルを使用することが可能となる（ただし、認証書に使用してはならない）。

その他、定期検査の実施日に関する起算の考え方についてわかりやすくなるように補足修正した。

以上